

京都府消防体制の整備推進計画の改定概要について

令和3年7月

1 現行計画

京都府消防体制の整備推進計画（平成21年3月策定）

2 改定の背景・趣旨

- 消防庁が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」等において、新たに方針を提示
 - ・ 広域化が困難な地域においても、消防指令センターの共同化等、連携・協力が必要
 - ・ 都道府県は、連携・協力や広域化を推進するため、計画の再策定を行うことが必要
- 府内における消防指令センター共同化等に向けた動き

3 現状及び課題

- 府内15消防本部中、11消防本部が小規模消防本部（管轄人口10万人未満）に該当
- 小規模消防本部において、次のような課題
 - ・ 大規模火災や救急及び火災事案の同時多発等が発生した場合の対応が困難
 - ・ 人員配備や財政運営面において柔軟性に乏しい。
- 人口減少や高齢化の進行などの社会情勢を鑑みて、将来的な見通しを立てながら府内の消防の連携・協力、広域化を進めていく必要がある。

4 主な改定内容

(1) 計画・目標期間の設定 【新規】

- 中期計画（令和7年度までの5年間）
〔優先的に進める事項〕
 - (ア) 消防指令センターの共同運用
 - ア 中・北部消防指令センターの共同運用を具体的に推進
 - イ 京都市・南部地域において、消防指令センターの共同運用に向けた検討を実施
 - (イ) 消防広域化重点地域の指定等
 - (ウ) その他の連携・協力の調整
- 長期目標（令和12年度までの10年間）
〔優先的に進める事項〕
 - 府内全消防本部における消防指令センターの一体的な共同運用を目指し、実現に向けて調整

(2) 消防の充実強化に係る改定

[共同運用等]

●消防指令センター共同運用 【改定】

- ・中・北部地域（6消防本部）については、令和6年度の共同運用開始に向け調整
- ・南部地域（9消防本部）については、京都市及び南部地域8消防本部での共同運用を検討※
- ・将来的には府内で一体的な共同運用を目指す

※ 南部各消防本部のシステム更新時期が異なることから、実施時期等について、令和7年度までにとりまとめ、早期の運用を目指す

●消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備 【新規】

- ・府内の航空体制のあり方、近隣府県との連携について、検討を進めるとともに、応援協定に基づく連携活動の有効性を高めるため、合同訓練等の取組を実施
- ・はしご車、化学消防車、その他の特殊車両を複数の消防本部で共同整備

[消防の広域化]

●消防本部の広域化 【改定】

- ・消防指令センターの共同運用や広域応援体制の強化等、府内消防本部間の連携・協力を推進する中で、消防本部の広域化(広域化対象市町村の組合せや時期等)を段階的に検討・協議（追加）

●消防広域化重点地域の指定 【新規】

- ・特定小規模消防本部(消防吏員50人以下の消防本部)を中心に関係市町村の意見も聞きながら、地域指定に向けて、優先的に検討・協議

(3) 消防の充実強化のための必要な措置

●適切な進行管理 【新規】

- ・本計画を推進するため、市町村の取組状況や国の動向を適時に把握し、適切な進行管理に努める

●状況に応じた計画変更 【新規】

- ・消防の広域化や連携・協力について、地域の実情や状況に変化が生じた場合等には、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重し、必要に応じて本計画を改定